農地の売買、贈与、貸借等の許可(農地法第3条)

農地を買いたい(売りたい)方、農地を借りたい(貸したい)方、農業をやってみたい方 まずは、農業委員会へご相談ください!

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。 この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。 詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

〇 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に 耕作すること(すべて効率利用要件)
- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと(農地所有適格法人要件)
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること(農作業常時従事要件)
- ・ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること(下限面 積要件)
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと(地域との調和要件)
- ※ 下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定(都府県:50a、北海道:2ha)以上にならないと許可はできないとするものです。

湯梨浜町農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

農地法施行規則第17条第1項の適用

農業振興地域農用地区域内の農地

地区名	区 域 (大 字)	農地法第3条第2項第5号の 農地又は採草放牧地の面積
羽合	上橋津、赤池、宇野	20アール
	はわい長瀬、久留、水下、田後、 上浅津、下浅津、光吉	30アール
泊	小浜、筒地	20アール
	石脇、園、原、宇谷	30 アール
東郷	田畑、久見	20 アール
	宮内、藤津、野方、白石、方地、 漆原、北福、引地、小鹿谷、国信、 別所、方面、高辻、川上、中興寺、 長和田、門田、長江、佐美、埴見、 羽衣石、野花	30 アール

農地法施行規則第17条第2項の適用

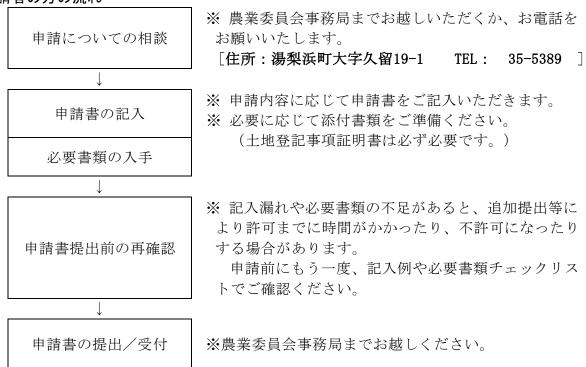
農業振興地域農用地区域外の農地

地区名	区 域 (大 字)	農地法第3条第2項第5号の 農地又は採草放牧地の面積
町内全域		1 アール

〇 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご 説明いたします。
- ・ **湯梨浜町**農業委員会では、**申請書の受付(毎月 25 日**/)から許可書の交付までの事務 の標準処理期間を**20日程度**と定め、迅速な許可事務に努めております。 なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ



農業委員会等の流れ (申請書の受付「毎月 25 日〆」から許可書の交付までの事務の標準 処理期間は**20日程度**です。)

